

止めよう! 変形労働制 42

「止めよう! 変形労働制」ニュース No.42

全北海道教職員組合

2019. 12. 19

緊急シンポジウム～工藤祥子さんの講演より②

公務災害申請～328時間55分が認定外に! 給特法により、「証拠がない」「勝手にやった」

●過労死が起きた際の対応～民間では

電通の新入社員が過労自死では、社長が謝罪し、安全配慮義務違反などで改善策を出しました。十分とは言えませんが、民間企業では、社会的制裁を受けたり、労基署に訴えたりすることができます。



●教員が過労死をした場合～公務災害を申請

教師が過労死をした場合、民間の労災にあたる公務災害の申請をします。他界から5年半かかってやっと認定されたのですが、裁決書を見て、愕然としました。弁護士とともに記録を集め、証明できるものとして、表Cの記録を提出しました。しかし、結果として認定されたものは、表Dのように、多くの時間が認定外とされました。

●給特法によって時間外労働という定義がないため、多くの時間が認定外に

この大きな理由は、給特法です。給特法によって、時間外労働という定義がないために、定時以外の多くの時間が「勝手にやった仕事」「証拠がない」とされてしまいました。

他界前6か月で、328時間55分もの時間が「労働ではない」とされてしまいました。この事実を、みなさんはどう思いますでしょうか。

我が家の場合は、あまりにも過重過密労働のため認定されましたが、多くの方が「勝手にやった仕事」として認定外とされています。

教員が過労死すると……

**328時間55分
が認定外に!**

【我が家の事案】

	A. 時間外労働 (原告主張)	B. 時間外労働 (自宅労働等)	C. 合計 (A+B)	D. 認定された 時間外労働時間	認定外 (C-D)
発症前6か月	74時間20分		74時間20分	44時間20分	30時間
発症前5か月	101時間25分		101時間25分	68時間55分	32時間30分
発症前4か月	108時間35分		108時間35分	74時間50分	33時間45分
発症前3か月	80時間35分	7時間	87時間35分	44時間	43時間35分
発症前2か月	103時間15分	51時間	154時間15分	77時間30分	76時間45分
発症前1か月	144時間45分	64時間	208時間45分	96時間25分	112時間20分
発症前1週間	164時間 (月換算)			40時間55分	

申請から4年2カ月後、他界から5年半後に公務上認定されたが、給特法で時間外命令が認められていないため、証拠がない、勝手にやったと多くの時間数が認定されなかった。